

第3次行財政改革計画

～「元気で輝く・自立する“なごや”」をめざして～

平成19年3月

名古屋市

目 次

1 第3次行財政改革計画策定の趣旨

1 第3次行財政改革計画について	1
2 これまでの取り組み	2
3 この計画のめざすもの ～「元気で輝く・自立する“なごや”」をめざして～	2
4 改革の重点	3
5 第3次実施計画及び新財政健全化計画との連携	4
6 改革のための取り組み	5

2 具体的な取り組み内容

＊ ＊ 5つの実行 ＊ ＊

1．市民ニーズをしっかりと把握します。	7
2．市民の皆様とともに市政をすすめます。	10
3．行政評価を行い、市政を点検します。	13
4．低コストで良質なサービスを提供します。	14
5．迅速で便利なサービスを提供します。	20

＊ ＊ 創造的な改革改善に取り組む体制づくり・

市民に信頼される市役所づくり ＊ ＊ 23

3 成果目標 32

(参考資料) 33

1 第3次行財政改革計画策定の趣旨

1 第3次行財政改革計画について

本市では、平成13年度に「行財政改革計画」を、平成16年度に「第2次行財政改革計画」を、平成17年度に「行財政集中改革計画」をそれぞれ策定し、行財政のシステム改革をすすめています。

今後も、厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、時代の変化に的確に対応しつつ、市民の満足度を高める行財政運営が求められています。

こうしたことから、「第3次行財政改革計画」を策定し、引き続き、市民志向と成果・コスト重視の観点から、行財政のシステム改革を着実にすすめていくこととします。

○計画期間

平成19年度～22年度

○計画の推進にあたって

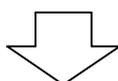
この計画の取り組み事項については、原則として実施年度を明示します。さらに、計画の着実な実行を図るため、主要な事項については、できる限り数値化した成果目標を掲げて、積極的に取り組むこととします。

また、毎年度の実施状況を取りまとめ、市民に広く公表することで、計画の進行管理を行うこととします。

行財政のシステム改革

時代の変化に的確に対応しつつ、経営的な視点から、これまでの市政のあり方を新しい発想で見つめ直し、創造的に改革改善を行うことで市政の質的な転換を図っていくこと

- ・「市民とのパートナーシップ」
- ・「市民志向」と「成果・コスト重視」



「元気で輝く・自立する“なごや”」をめざして

2 これまでの取り組み

本市では、これまでに、市政のあり方を新しい発想で見つめ直し、創造的に改革改善を行うことで、市政の質的な転換を図っていくという行財政のシステム改革に積極的に取り組んできました。

経営会議・経営アドバイザーを設置し、新たな予算編成システム・定員管理システムを導入したほか、すべての事務事業について行政評価を行い、平成14年度予算から平成18年度予算の累積で、約174億円にのぼる事務事業のシフト¹を行うとともに、平成10年度から平成18年度にかけて職員数を4,679人純減しました。さらに、外郭団体に対する本市の関与のあり方を見直すなど、行財政のシステム改革が軌道にのり、一定の成果をあげてきました。

3 この計画のめざすもの

～「元気で輝く・自立する“なごや”」をめざして～

地方分権の流れが一層すすむ中であっては、都市間競争を意識し、市民の多様なニーズの中から何を選択し、どのような施策を重点的に行うのかを見極め、市民の満足度を最大にしていくことが求められています。

市民本位の市政をすすめるには、国に依存しない自立した市役所であることが求められます。市民に身近な市役所が、市民の声に真摯に耳を傾け、市民に必要なことを、力をあわせて取り組んでいくことが必要です。

そのためには、地域の実情にあった施策を実施できる権限と安定した財政力が必要であり、元気な名古屋が、将来も元気であり続けるよう、これまで以上に行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

今後も、これまで行ってきた行財政のシステム改革の実績と成果を踏まえつつ、さらに改革を浸透・定着させ、「市民志向」と「成果・コスト重視」の視点から、引き続き行財政のシステム改革に全力で取り組んでまいります。

とりわけ、これまで以上に施策の選択と集中を図り、限られた行政資源（人員・財源）の重点的な配分を一層すすめることで、自主的・自立的な行財政運営を確立し、市民の満足度を高める市政の実現をめざします。

1 シフト：必要度・重要度の高い部門に人員や事業の重点化を行うこと。

4 改革の重点

今後の行財政のシステム改革は、次の3点を重点に取り組みをすすめます。

(1) 市民の目線に立った行政運営～協働ですすめる市政～

行政と市民が同じ視点に立つためには、行政が市民の皆様に適切に情報を提供し、説明責任を果たすことが不可欠です。

その上で、ニーズをしっかりと把握し、行政と市民との相互理解のもとで、市政への参画をすすめ、市民の皆様とともに市政を推進します。

(2) 簡素で効率的な行政基盤の確立～成果・コスト重視～

市民の皆様にとって、本当に必要なサービスを効率よく提供できるような仕組みを整え、さらに選択と集中をすすめます。

そのため、行政評価を活用した事務事業の見直しや外郭団体の改革、公の施設等の見直しに取り組むとともに、市場化テストについても検討するなど、簡素で効率的な行政基盤を確立し、行政サービスの選択と集中を図ります。

(3) 改革に取り組む体制の確立

～元気であり続ける市役所を支える人づくり・組織づくり～

改革を担う人材の確保と育成を図り、行政サービスの質を向上させるとともに、市政運営の基本である市民に信頼される市役所づくりに、積極的に取り組んでまいります。また、団塊の世代の大量退職へ対応するため、団塊の世代が持つ様々なノウハウ、技術を伝承するための取り組みをすすめます。

○行財政集中改革計画との関係

平成 17 年度に、事務事業の見直しなど 6 つの部門を集中的に取り組むため、「行財政集中改革計画」を策定しました。

この取り組みに加えて、「第 2 次行財政改革計画」の理念や枠組みを継承し、協働や人づくりなど、総合的に行財政改革をすすめるため、新たに「第 3 次行財政改革計画」を策定することとしました。今後、「行財政集中改革計画」と「第 3 次行財政改革計画」の両計画で、改革を推進します。

6 改革のための取り組み

「第 3 次行財政改革計画」では、「市民の目線に立った行政運営」、「簡素で効率的な行政基盤の確立」、「改革に取り組む体制の確立」の 3 点を重点とし、以下の取り組みをすすめます。

(1) 5 つの実行

「行財政改革計画」で宣言した「5 つの実行」に「第 2 次行財政改革計画」と同様、引き続き取り組むことで、行財政のシステム改革を一層推進し、さらなる行政サービスの向上と効率的な行政運営をすすめます。

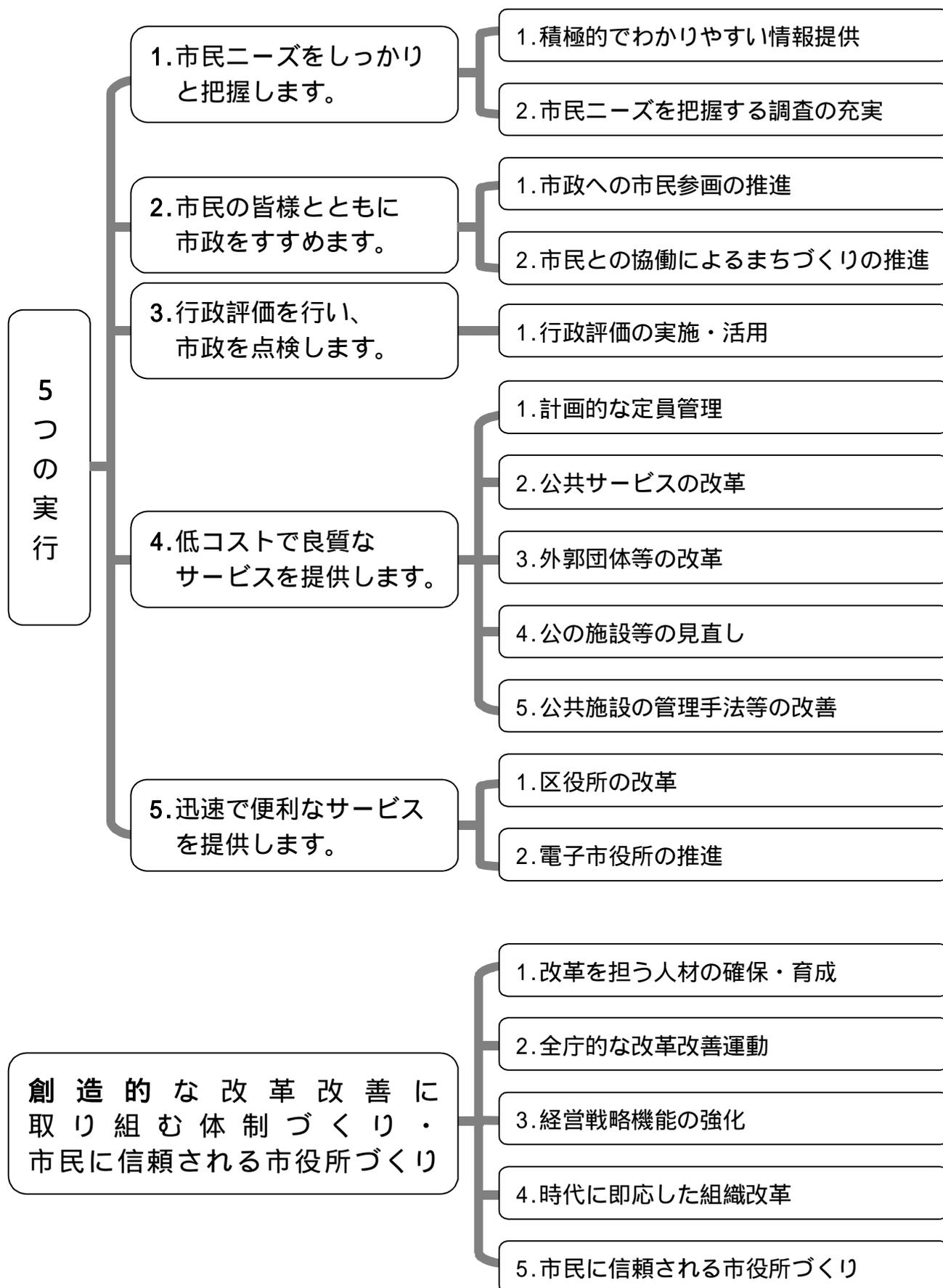
- 市民ニーズをしっかりと把握します。
- 市民の皆様とともに市政をすすめます。
- 行政評価を行い、市政を点検します。
- 低コストで良質なサービスを提供します。
- 迅速で便利なサービスを提供します。

(2) 5 つの実行を支える取り組み

5 つの実行を引き続き、着実に実行していくためには、職員一人ひとりの段階にまで改革の趣旨を徹底し、市民に信頼される市役所の基盤を確固としたものにし、改革改善に積極果敢に挑戦する体制を整備していくことが必要です。

このため、「5 つの実行」を支える取り組みとして、「創造的な改革改善に取り組む体制づくり・市民に信頼される市役所づくり」をすすめます。

2 具体的な取り組み内容



＊ ＊ 5 つの実行 ＊ ＊

1 . 市民ニーズをしっかりと把握します。

取り組む内容	説 明
<p>1-1 積極的でわかりやすい情報提供</p>	<p><趣旨> 市民のニーズを起点として市政を運営するには、その前提として、市役所が説明責任を果たし、透明性を高めることが必要です。幅広い市政情報を「広報なごや」やホームページを始め、多様な情報媒体を通じて、わかりやすく提供し、市民と市役所との情報の共有化をすすめます。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 情報提供の充実</p> <p>(ア) 市ホームページの充実 利用者の視点に立って、市ホームページを活用した情報提供の充実を図るとともに、障害者や高齢者を含めた、あらゆる人にとってより使いやすいホームページとするため、システムの改善を実施</p> <p>(イ) 区ホームページの充実 区民が必要とする情報をわかりやすく、親しみやすく、探しやすい提供できるよう、区ホームページを充実させるとともに、各区の独自性を活かした情報提供・発信ができる体制づくりを推進</p> <p>(ウ) C A T Vやコミュニティ紙との連携 区の諸行事やイベント情報、区民利用施設に関する情報など、区民が必要とする情報について、地域のC A T V(ケーブルテレビ)やコミュニティ紙と連携し、各区の独自性を活かした情報提供・発信を推進</p> <p>イ 総合案内機能の充実</p> <p>(ア) コールセンターの設置 市民からの電話等での問合せに応じて、市政情報を提供する総合的な窓口を設置</p> <p>(イ) お客さま受付センターの運営 上下水道を利用するお客さまの満足度の向上を図るため、引き続き、上下水道局の電話総合窓口である「お客さま受付センター」の機能の充実を図るとともに、お客さまの声を一元的・効率的に集約し、業務改善を推進</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←	市ホームページ・区ホームページの充実		→
←	C A T V やコミュニティ紙との連携		→
コールセンターの システム開発・運営 試行	本格実施		→
←	お客さま受付センターの運営		→

取り組む内容	説明
1-2 市民ニーズを把握する調査の充実	<p><趣旨> これまでに構築してきた市民ニーズを把握する仕組みを活用して、ニーズを的確に把握し、施策に反映することで、効果的な事業展開をめざします。また、区における広聴機能を充実させます。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 市民の意識調査の充実 より市民にわかりやすいアンケート調査を実施するとともに、調査結果の施策への反映状況を市ホームページなどで公表</p> <p>イ 地域の意見を吸収する連絡体制の充実 地域の意見の集約や、区の方針を周知するなど、地域とのコミュニケーションを密にし、区政運営に反映していくために必要となる連絡体制を充実</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←	市民の意識調査の充実		→
←	地域の意見を吸収する連絡体制の充実		→

2. 市民の皆様とともに市政をすすめます。

取り組む内容	説明
2-1 市政への市民参画の 推進	<p><趣旨> 市民と市役所が情報を共有し、ともに市政をすすめることをめざして、施策・事業の構想・計画段階から、市民が意見を表明できる機会を設けます。</p> <p><具体的な取り組み> ア 市民参画の機会拡大 タウンミーティング¹、ワークショップ²、市政出前トーク³、パブリックコメント⁴などの多様な手法を活用し、市民参画の機会をより一層拡大</p> <p>イ 審議会委員への公募制の導入推進 幅広い市民からの意見を反映させるため、法令などに特別の定めがある場合などを除き、公募制の導入を推進</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←	市民参画の機会拡大		→
←	審議会委員への公募制の導入推進		→

- 1 タウンミーティング：市政に関するテーマについて、市民と意見交換を行う場の総称。
- 2 ワークショップ：参加型の講習会。
- 3 市政出前トーク：市政に関するテーマについて、市民の希望に応じて、市職員が直接説明に出向き説明する制度。
- 4 パブリックコメント：市が計画を策定する場合や、規制を制定・改廃する場合などに、あらかじめ市の原案に対する市民意見を募集する制度。

取り組む内容	説 明
<p>2-2 市民との協働による まちづくりの推進</p>	<p><趣旨> 多様化する地域の課題に対応するため、市民、企業、NPOと市役所が対等なパートナーとして、ともにまちづくりを担う協働事業を積み重ね、地域力を高めていきます。</p> <p><具体的な取り組み> ア 協働によるまちづくりの推進 以下のような、地域の課題解決のための市民活動や、NPO¹との協働事業をより一層推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全で快適なまちづくり 学区が主体的に取り組む生活安全、交通安全や町の美化に向けたパトロールやキャンペーンなどの活動の支援、路上禁煙地区での禁煙の徹底、地域住民による犬のふん害防止の巡回パトロールの支援、「らくがき消し隊」活動、水道メータ検針員による検針時の防犯パトロール、など ・区民との協働まちづくり 区民と区役所が協働で、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめることにより、区民が主体となる地域コミュニティの形成を促進 ・地域で支えあう福祉の仕組みづくり 地域福祉型福祉事業を立ち上げようとする団体への助成、会員同士による地域での子育てを支援する「のびのび子育てサポート事業」の拡充、など ・緑豊かなまちづくり 市民による緑地の管理など「緑のまちづくり活動」の支援、「なごや東山の森づくり」などの市民・企業・行政の協働による森づくり、など ・防災協働社会の構築 学区単位で組織された防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参加型の防火防災活動の展開、災害時要援護者を含めた地域の人々による自主的な助け合いの仕組みづくり、民間企業との連携による防災の推進、など

	<p>イ NPO・市民との協働・連携の推進</p> <p>なごやボランティア・NPOセンターの運営、NPO活動支援施設の提供などを通じて、ボランティアやNPOとの協働を推進</p> <p>また、団塊の世代を中心とした、市民のボランティア・NPO活動への参加を推進・支援</p>
--	--

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←	協働によるまちづくりの推進		→
←	NPO・市民との協働・連携の推進		→

- 1 NPO : Non-Profit Organizationまたは Not-for-Profit Organization の略。継続的・自発的に社会的活動を行う、営利を目的としない団体。

3 . 行政評価を行い、市政を点検します。

取り組む内容	説 明
3-1 行政評価の実施・活用	<p><趣旨> 市役所が行う事業を「当初設定したとおりの成果が着実に上がっているか」などという視点から客観的に評価・検証することにより、効率的・効果的な市政運営をすすめるとともに、市民にとっての成果を重視する「成果志向」へと職員の意識改革をすすめます。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 事務事業評価の継続実施 平成 13 年度から実施している事務事業評価を、評価手法の改善を図りながら、継続して実施</p> <p>(ア) 外部評価の継続実施 客観性を高める観点から、第三者による外部評価を継続して実施</p> <p>(イ) 評価結果の公表 事務事業の目的、実績、評価結果などを市ホームページなどで市民にわかりやすく公表</p> <p>(ウ) 評価結果の活用 予算、組織・定員、総合計画に活用</p> <p>(I) これまでの評価手法の改善 これまでの事務事業評価の課題に対応するため、施策の観点から事務事業を再点検するなど、評価手法を改善</p> <p>イ 事前評価の検討・導入 公共事業などを対象に、着手前の事業の必要性や事業手法などを評価する仕組みを検討し、導入</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←	事務事業評価の継続実施		→
←	事前評価の検討・導入		→

4．低コストで良質なサービスを提供します。

取り組む内容	説明
4-1 計画的な定員管理	<p><趣旨> 財政状況が依然として非常に厳しいことに加え、今後数年間に職員の大量退職時期を迎えることから、中期的な取組目標にしたがって、計画的に定員見直しをすすめるとともに、必要度、重要度のより高い事務事業に職員を重点的に配置することにより、効率的・効果的な市政運営の実現を図ります。</p> <p><具体的な取り組み> ア 定員見直しの推進 「行財政集中改革計画」で決定した取組目標の達成にむけて、平成18年度から22年度までの5年間に職員数を2,300人以上純減（参考）18年度965人の純減を達成</p> <p>イ 定員管理手法の改善 (ア) 複数年度配分による定員管理 単年度で解決困難な定員上の課題にも積極的に取り組むことで、職員の重点的な配置をより一層すすめるため、平成15年度定員から導入した配分型の定員管理システムを改善し、計画期間トータルの定員配分による、複数年度にわたる定員管理を実施</p> <p>(イ) 区役所の定員管理 区の自主性・主体性を一層高め、効率的な区政運営を実現できるシステムの構築を検討、導入</p>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
←	定員見直しの推進		→
←	定員管理手法の改善		→

取り組む内容	説明
4-2 公共サービスの改革	<p><趣旨> 「公的関与のあり方に関する点検指針」に基づき、公的関与のあり方を総点検し、民間委託や民営化などをすすめるとともに、市場化テストの導入を検討します。</p> <p>「公的関与のあり方に関する点検指針」の考え方 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、民間と行政との役割分担の観点から、行政の関与は必要最小限 行政の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体については、民間活力を積極的に導入</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 事業の廃止・民営化 「公的関与のあり方に関する点検指針」に基づきながら、行政評価の結果を活用するなどして、事業を廃止・民営化</p> <p>イ 事業の民間委託 行政評価の結果を活用するなどして、民間とのコスト比較など費用対効果や行政責任の確保などを総合的に勘案し、事業効果を高めるものについて、民間委託を推進</p> <p>ウ P F Iの導入推進 公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金や知識・知恵及び技術的能力を活用して行うP F I事業を検討・選定、推進 また、鳴海工場及び守山スポーツセンターの整備・運営に係るP F I手続を着実に実施</p> <p>エ 市場化テストの導入検討 これまで国や地方公共団体が、自ら行うこととされてきた公共サービスについて、競争原理を導入し、入札により、質と価格の両面でもっとも優れたものがそのサービスの担い手となる「市場化テスト」の調査・研究をすすめ、その導入方針を決定</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←	事業の廃止・民営化・民間委託		→
←	P F Iの導入推進		→
市場化テストの調査、研究、検討	→		方針決定

取り組む内容	説 明
<p>4-3 外郭団体等の改革</p>	<p><趣旨> 市が出資または職員を派遣するなど市政運営と関わりの深い外郭団体について、経営の健全化を促すとともに、公益法人制度改革¹など社会経済情勢の変化を踏まえ、団体や事業の統廃合をすすめます。</p> <p>また、公立大学法人名古屋市立大学²が、中期目標の達成に向け、自主的、自律的で責任ある大学運営を行い、着実な改革がなされるよう、必要な取り組みを行います。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 外郭団体への関与の見直し 事業内容や人的支援など本市関与のあり方を見直し、財政支出を抑制</p> <p>イ 外郭団体の自主的・自立的な経営改善の促進 外郭団体自らが積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主的・自立的な経営基盤を確立するための取り組みの指導や必要に応じた支援を実施</p> <p>(ア) 経営改善計画に基づく取り組みの促進 各団体自らが策定した経営改善計画に基づく取り組みを促進し、進捗状況を公表</p> <p>(イ) 給与の見直し 各団体の給与に関する情報を公表するとともに、団体職員の給与水準について、本市制度との均衡のみによらない適正な給与制度を検討 職員給与や人事に反映される業績評価制度の導入を促進するとともに、役員の業績評価についても検討</p> <p>(ウ) 団体間の人事交流 団体組織の活性化、職員のモラル³・資質の向上のため、団体合同の研修や団体間での研修の実施を通し、人事交流を促進</p> <p>(エ) 外郭団体・事業の統廃合 公益法人制度改革など社会経済情勢の変化や外郭団体経営評価委員の助言・提案も考慮して、団体・事業の必要性を検証し、統廃合を推進</p>

ウ 地方独立行政法人の経営改革の推進

市長が定めた中期目標に基づき公立大学法人名古屋市立大学が策定した「中期計画」及び「年度計画」の着実な達成に向け、市長の附属機関である名古屋市公立大学法人評価委員会を通じて、業務運営の改善その他の勧告を行うなど、公立大学法人の設置者として適切な進行管理を実施

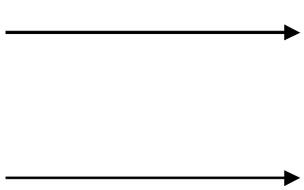
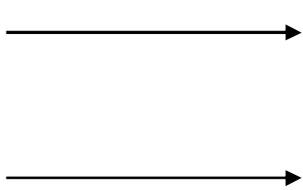
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
← 外郭団体への関与の見直し、外郭団体の自主的・自立的な経営改善の促進 →			
← 地方独立行政法人の経営改革の推進 →			

- 1 公益法人制度改革：財団法人や社団法人について、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人のみを公益法人に認定する制度の創設などを内容とした改革。
- 2 公立大学法人：地方独立行政法人法に基づき、地方公共団体がやっている事務事業の一定のものについて、効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立する地方独立行政法人のうち、「大学の設置、管理」を行う法人。同法に基づき、市長は公立大学法人が中期的（6年間）に達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを受け、公立大学法人は、中期目標を達成するための中期計画及び年度計画を作成することとされている。名古屋市立大学は、平成 18 年 4 月 1 日に公立大学法人化した。
- 3 モラール：労働意欲、やる気。

取り組む内容	説 明
4-4 公の施設等の見直し	<p><趣旨> 厳しい財政状況や施設設置後の社会情勢の変化を踏まえ、市が引き続き施設によるサービスを提供する必要性や、管理運営体制などについて検討し、施設の見直しをすすめます。</p> <p><具体的な取り組み> ア 公の施設の見直し 「名古屋市公の施設のあり方研究会」の意見や行政評価の結果などを踏まえ、廃止、民営化などの施設のあり方や、指定管理者制度の導入などの管理運営体制のあり方について見直しを行うとともに、コスト縮減、利用率の向上、サービスの改善に取り組むことにより効率的・効果的な施設運営を推進</p> <p>イ 公の施設以外の施設の運営改善等 行政評価の結果などを踏まえ、個々の施設の運営改善を推進するとともに、今後のあり方について検討</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
 公の施設の見直し、公の施設以外の施設の運営改善等			

取り組む内容	説明
4-5 公共施設の管理手法等の改善	<p><趣旨> 公共施設へのアセットマネジメントシステム¹の導入による維持・管理コストの縮減、平準化をすすめるとともに、公共工事の総合コストの縮減に取り組みます。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア アセットマネジメントシステムの導入 建築物、道路、橋梁などの公共施設について、長寿命化による維持管理予算の平準化や、統廃合を含めた施設の効率的活用、省エネルギー改善による維持管理費の削減をすすめ、経営的な視点などから最適な維持管理手法を採ることによって、効率的・効果的な施設の維持管理運営を実施</p> <p>イ 公共工事のコスト縮減 公共事業の全てのプロセスをコストの観点から見直した「名古屋市公共工事コスト縮減に関する新行動計画」第2次実施計画に基づき、「事業のスピードアップ」、「計画・設計の最適化」及び「調達の最適化」を図ることにより、総合コスト縮減率を向上 また、計画期間後（平成21年度以降）の方針について検討、対策を実施</p>

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
アセットマネジメントシステム導入のための基礎調査・検討 「名古屋市公共工事コスト縮減に関する新行動計画」第2次実施計画の推進		最適維持管理実施計画の策定、順次実施 第2次実施計画期間後の方針の検討、対策実施	

1 アセットマネジメントシステム：建築物、道路、橋梁などの公共施設を資産（アセット）としてとらえ、財政的制約のもとで安全性・利便性・快適性等を確保し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメント手法。長期的視点から計画的に統廃合や維持・補修・更新を実施することで、大規模補修や更新が特定年次に集中することを回避し、投資の平準化を図ることが可能となる。また、個々の公共施設については、適切な管理水準の維持や長寿命化を図ることで、公共施設の整備・維持・補修・更新にかかる費用を最小化することが可能となる。

5 . 迅速で便利なサービスを提供します。

取り組む内容	説 明
5-1 区役所の改革	<p><趣旨></p> <p>市民に最も身近な行政機関である区役所で、市民のニーズを的確に把握し、地域の特性に応じた施策を確実に提供することをめざして、現在策定中の「区役所改革基本計画」に掲げた取り組み事項に基づいて、区役所の改革をすすめます。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 区役所改革基本計画の策定・推進</p> <p>(ア) 市民サービスの向上 親切でわかりやすく、便利な窓口の提供に努めるとともに、IT化の進展に対応した利便性の高いサービスを実現</p> <p>(イ) 地域支援体制の強化 市民が主役となった「安心・安全で快適なまち」の実現をめざし、課題解決のための市民活動を支援・促進</p> <p>(ウ) 区役所の体制強化 市民サービスの確保に配慮しつつ、区役所における業務の集約化を推進し、効率的な区政を推進するとともに、区役所の役割を明確化し、区の総合的行政機能を強化</p> <p>また、市民ニーズの多様化・高度化に対応するため、区長権限を強化することにより、区役所に対応できることは区役所で解決できるシステムを構築し、市民満足度の高い特色ある区づくりを推進</p> <p>-----</p> <p>上記の内容は、現在策定中の「区役所改革基本計画」の主な検討内容であり、詳細な取り組みについては、今後、同計画において具体化</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←----- 区役所改革基本計画の策定・推進 -----→			

取り組む内容	説 明
5-2 電子市役所の推進	<p><趣旨> IT（情報通信技術）を活用して、インターネットによる申請・届出の受付の拡充などにより、市民サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、「名古屋市情報あんしん条例」に基づき、電子情報保護対策をすすめます。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 電子申請システムの運用・拡充 電子申請についての市民ニーズを把握し、費用対効果を踏まえながら、電子申請システムの運用・拡充を実施</p> <p>イ 市税電子申告システムの運用・拡充 インターネットを利用して市税の申告を受け付けるシステムの対象税目に、個人市民税（特別徴収） 事業所税を追加</p> <p>ウ 市民サービス向上・事務の効率化をめざした各種システム整備 以下のシステムの整備などを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍電算システム¹の整備 ・ 市立病院への病院情報システム²の順次導入 ・ 市立大学病院と市立病院の医療情報交換ネットワークの構築 ・ 建設CALS³の整備 ・ 図書館新システムの整備によるインターネットでの図書の予約受付などの開始 ・ インターネットによる上下水道の使用開始など、各種申込受付システムの受付項目の拡充 <p>エ 内部管理事務の集約化等の推進 内部事務管理センター（仮称）を設置して、給与事務を中心とした内部管理事務の集約化、委託化を推進</p> <p>オ 電子市役所の基盤整備 引き続き、市役所と支所などの間に光ファイバー網を整備するとともに、整備した支所管内の図書館に公共情報端末を設置</p> <p>カ 情報システムのコスト等の検証 情報システムの開発に際して、引き続き、内部審査を実施するとともに、外部の専門家によるコストや規模などの適正性について検証を実施</p> <p>キ 電子情報保護対策の適切な実施 「名古屋市情報あんしん条例」に基づき、ITの進展に応じたセキュリティ機器の機能向上及び電子情報保護に関する研修の充実に努めるとともに、電子情報保護対策の水準を維持するため定期的に検証し、改善を実施</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	電子申請システムの運用・拡充		
対象税目拡充のための市税電子申告システムの開発、稼働			
	戸籍電算システムの整備		
病院情報システムの導入（東市民病院）	順次導入（その他の市立病院）		
医療情報交換ネットワークの構築（市立大学病院と東市民病院）	実施		
建設 C A L S の設計、開発	一部運用	順次拡大	
図書館新システムへの移行準備	稼働		
	上下水道各種申込受付システムの拡充		
	内部管理事務の調査及び集約化、委託化の検討		順次実施
	電子市役所の基盤整備		
	情報システムのコスト等の検証		
	電子情報保護対策の適切な実施		

- 1 戸籍電算システム：現在、台帳による管理・記録を行っている戸籍に係る事務を電算化し、届出処理や、戸籍抄本などの証明書の作成などの事務の効率化、証明書発行時間の短縮化を図るシステム。
- 2 病院情報システム：電子カルテを始め、病院内の各部門で稼働するシステム全体をひとつのシステムとして総称するもの。
- 3 建設 C A L S：公共事業における調査・計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業で発生する図面・地図や写真などの各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して関係者間で情報を共有するシステム。業務の効率化、コスト縮減、公共事業の受発注の透明化などの利点がある。

＊ ＊ 創造的な改革改善に取り組む体制づくり・
市民に信頼される市役所づくり

＊ ＊

取り組む内容	説明
<p>6-1 改革を担う人材の確保・育成</p>	<p><趣旨> 市民満足度の一層の向上をめざし、限られた人材で効率的な行政運営をすすめていくため、幅広く優秀な人材を確保するとともに、質の高い行政サービスの提供と新たな課題に挑戦できる職員の育成をめざします。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 人材確保策の充実</p> <p>(ア) 幅広い人材確保策の実施 採用説明会の早期実施などにより受験者への働きかけを充実させるとともに、幅広い人材を確保するため民間経験者等採用試験を実施</p> <p>(イ) 多様な雇用形態の活用 専門的な行政ニーズなどへ対応できる即戦力としての人材を確保するため、任期付職員制度¹の活用など多様な雇用形態を検討</p> <p>イ 人的資源の開発・活用</p> <p>(ア) 研修の充実 新規採用者を集中的・効率的に育成するため、研修内容や研修期間を拡充するとともに、より質の高い行政サービスの提供をめざして、業務遂行能力の向上を図るプログラムについて検討、実施 また、人事制度や評価制度と連携した研修プログラムを検討</p> <p>(イ) 係長昇任選考の見直し 人物的側面をより重視した試験制度を実施</p> <p>ウ 団塊の世代の大量退職への対応 マンパワー不足の緩和と職員構成の適正化に配慮し、豊かな経験によって培われたノウハウや技術を持つ高齢職員を引き続き人材として確保・活用するため、再任用職員制度²を積極的に活用</p>

エ 新たな評価制度の実施

能力評価と業績評価の適正な運用により、すべての任用段階に公正で透明性・納得性の高い新たな評価制度を導入

オ 新たな昇給制度への移行

新たな評価制度の活用による能力などに基づく昇給制度への円滑な移行

カ 働きやすい職場づくり

(ア) 職員の次世代育成支援

職員の仕事と子育ての両立を支援するため、特定事業主行動計画³として策定した「名古屋市職員子育て支援プログラム」(計画期間：平成 17～21 年度)を推進

また、次期行動計画(計画期間：平成 22～26 年度)を策定し、職員の次世代育成を支援

(イ) 職員の心身の健康保持

改革を担う職員が、心身ともに健康で職務に取り組むことができるよう、身体面の健康管理対策とメンタルヘルス対策を実施

キ 職員の意欲を高める風土づくり

(ア) 職員の士気高揚策の実施

職員のやる気や自信を引き出す取り組みを検討し、実施

(イ) 職員表彰制度の充実

団体表彰を充実し、職場の活性化を推進

また、所属長からの表彰制度を導入・活発化し、職場の活力を増進

ク コミュニケーション環境の醸成

(ア) トップと職員との対話

全ての職員が、組織としての一体感とより一層のやりがいを持って仕事に取り組むため、トップ(市長、副市長、局長、区長)と職員との意見交換を通じて、仕事の目標、果たすべき役割を明確にし、市政運営への思いを共有化するための仕組みづくりを推進

(イ) オフサイトミーティングの実施

職員が職責や立場を離れて、テーマについて話し合い、自由に知恵を出し合う、オフサイトミーティングを実施し、職員間のコミュニケーションの活性化と前向きに協力しあう環境を醸成

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	幅広い人材確保策の実施		
	多様な雇用形態の活用		
	研修の充実		
新制度による係長昇任選考の周知	実施		
	再任用職員制度の活用		
新たな評価制度の試行、検証	実施		
	新たな昇給制度への移行		
「名古屋市職員子育て支援プログラム」の推進			
		次期プログラムの策定	推進
	職員の心身の健康保持		
職員の士気高揚策の検討	実施		
職員表彰制度の充実に向けた検討	実施		
トップと職員との対話の検討、試行	実施、順次拡大		
オフサイトミーティングの検討、試行	実施		

- 1 任期付職員制度：公務部門内では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの対応を図る観点から、民間人材を一般職の地方公務員として、任期を定めて採用する制度。
- 2 再任用職員制度：職員が長年培った能力、経験を活用するため、定年退職者などを1年以内の任期を定めて改めて採用する制度。
- 3 特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法第19条に基づき、事業主として地方公共団体などが定めなければならないとされる、職員の子どもたちの健やかな育成のための計画。

取り組む内容	説 明
<p>6-2 全庁的な改革改善運動</p>	<p><趣旨> 職員一人ひとりがやりがいを感じていきいきと仕事に取り組み、意欲をもって常に改善を行う市役所をめざして、さわやか市民サービス運動¹、すみやか業務改善運動²、すこやか風土改革運動³など、改革改善運動をすすめ、市政の質的な転換を図ります。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア さわやか市民サービス運動 毎年4月を「さわやかマナー向上月間」と位置づけ、窓口アンケートを実施するとともに、接遇研修を充実し、接遇能力と市民サービス意識の向上をめざした運動を展開</p> <p>イ すみやか業務改善運動 各職場（課・係）での自主的な業務改善の取り組みを促進し、全庁的に展開するとともに、一過性ではない継続的な取り組みを推進 (ア) 「草の根業務改善」の推進 実践型研修による業務改善を取り込むなど、引き続き「草の根業務改善」を充実するとともに、一度取り組んだ業務改善が、さらに改善が加えられ取り組まれている事例など、その波及効果について調査し、イントラネットに掲載し、「改善」が継続的な取り組みとなるよう推進 (イ) 「なごやかカップ」の実施 業務改善の優秀事例を発表する大会「なごやかカップ」を市民にも公開し、継続実施 (ウ) 「業務改善チーム」による活動 局区を超えた職員の知恵を集め、自分の職場だけでは改善が進みにくい組織横断的な課題について取り組み、実効性のある業務改善策を提案</p> <p>ウ すこやか風土改革運動 (ア) 職員の倫理意識の向上 倫理チェックシート、コンプライアンス講演会⁴などを通じ、職員の倫理意識を向上 (イ) 風通しのよい職場づくりの推進 朝礼、ミーティングなどを通じて、職員の意識の共有化を図り、明るい職場、活発に発言できる風通しのよい職場づくりを推進</p>

	<p>エ 新たな改革改善の取り組み</p> <p>(7) ISO9001⁵の認証取得 交通局のモデル営業所・地下鉄駅におけるISO9001を認証取得する取り組みを通じて、接客サービスの向上を図るとともに、職員の意識改革を推進</p> <p>(1) 改善事例の発信 職場全体での改善意識の醸成を図るため、上下水道に関する「お客さまの声」を職員が共有するとともに、改善事例を局ホームページなどへ公開</p>
--	--

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←	さわやか市民サービス運動		→
←	すみやか業務改善運動		→
←	すこやか風土改革運動		→
←	モデル営業所・地下鉄駅におけるISO9001の認証取得	ISO9001の品質マネジメントシステムに基づく取り組み	→
←	改善事例の発信		→

- 1 さわやか市民サービス運動：接客能力と市民サービス意識の向上をめざした運動
 ~さいしょに、わたしが、やります、かわります~
- 2 すみやか業務改善運動：各職場での自主的な業務改善の取り組みを、他の職場に広げる運動
 ~すばやく、みんなで、やります、かわります~
- 3 すこやか風土改革運動：職員一人ひとりの法令遵守と倫理意識の高揚を図る運動
 ~すべてに、公正（こうせい）に、やります、かわります~
- 4 コンプライアンス：法令遵守。
- 5 ISO9001：国際標準化機構（ISO）によって制定された、製品やサービスの品質マネジメントシステム（顧客満足度を高めるため、どのような製品やサービスを提供していくのかについて組織として方針を定め、継続的に改善していくための仕組み。）の国際標準規格。

取り組む内容	説明
6-3 経営戦略機能の強化	<p><趣旨> 市政運営における重要な方針について、総合的・戦略的に意思決定できる体制をさらに強化するとともに、各局室区が経営の視点を持ち、自立的な組織運営を行う仕組みづくりを強化します。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 経営会議・経営アドバイザー¹の活用 行政経営の観点から、市政の重要な方針について、総合的かつ戦略的に議論、意思決定する仕組みを強化</p> <p>イ 局経営方針の策定 「名古屋新世紀計画 2010 第3次実施計画」、「新財政健全化計画」及び「第3次行財政改革計画」を着実に実施するために、各局室が取り組むべき施策・事業についての目標、課題、実施方法を明らかにした「局経営方針」を、引き続き策定 各局室の目標をすべての職員が共有し、組織全体で目標達成に取り組むとともに、経営会議で進捗状況を定期的に報告するなど、着実な進行管理を実施</p> <p>ウ 区政運営方針の策定 地域の課題や要望を踏まえて行政サービスや区民生活の向上を図るため、各区区政の重点的な取り組みや目標を明確にした「区政運営方針」を策定し、区において着実な進行管理を実施</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
←	経営会議・経営アドバイザーの活用		→
←	局経営方針・区政運営方針の策定		→

1 経営アドバイザー：民間経営や行財政システムに識見のある方を本市の非常勤特別職として委嘱し、民間経営の観点から客観的・専門的な意見を反映させるもの。

取り組む内容	説 明
<p>6-4 時代に即応した組織 改革</p>	<p><趣旨> 複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるトップマネジメント体制を整備するとともに、簡素で効率的な市政運営の観点からも組織を点検・検証し、時代にあった組織をめざします。</p> <p><具体的な取り組み></p> <p>ア 重要課題に対応する戦略的な組織づくり トップマネジメント体制を強化するため、重要課題を副市長が中心となって処理する仕組みを検討・導入</p> <p>イ 団塊の世代の大量退職に対応した組織の見直し 団塊の世代の大量退職により、職員構成が大幅に変化する機会を捉え、スタッフ職の見直し・組織階層の見直しなど、組織を簡素化・効率化</p> <p>ウ 区単位の事務所等のあり方の検討 上下水道局営業所の方面別再編成を始め、配水事務所・管路事務所の所管区域の見直しや統合の推進など、区ごとに設置している事務所などや区役所における事務について、その執行体制や業務の集約化・効率化をめざして、あり方を検討</p> <p>エ 審議会の見直し 審議会の活性化を図り、より活発な審議が行える環境を整備するため、委員の在任期間や兼職数を考慮した適切な選任を行うとともに、設置目的がすでに達成されたものや社会経済情勢の変化などにより、その役割が著しく低下した審議会の統廃合を実施</p> <p>オ 市立病院における地方公営企業法の全部適用の実施 市立病院の経営の健全化を図り、安定した経営基盤を確立することをめざし、運営の機動性や職員の経営に関する意識を高めるため、地方公営企業法の全部適用を病院事業において実施</p>

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	重要課題に対応する戦略的な組織づくり		
	団塊の世代の大量退職に対応した組織の見直し		
	区単位の事務所等のあり方の検討		
	審議会の見直し		
市立病院における地方公営企業法の全部適用の実施の検討			全部適用の実施

3 成果目標

計画を着実に実行するため、次の事項については、成果目標を掲げて積極的に取り組むこととします（特段の記載のない場合は、平成 22 年度末における目標です。）

1．市民ニーズをしっかりと把握します。

(1) 市ホームページの総アクセス件数を、6,000 万件に増加（17 年度：2,637 万件）

2．市民の皆様とともに市政をすすめます。

(2) 公募制を導入している審議会数を、20 審議会に増加（17 年度：4 審議会）

(3) 市内に主たる住所のある N P O 法人数を、700 団体に増加（17 年度：457 団体）

3．行政評価を行い、市政を点検します。

(4) 行政評価を行い、全事務事業の 10%以上をシフト（17 年度事務事業数：1,900）

(4)は、平成 22 年度当初における目標です。

4．低コストで良質なサービスを提供します。

(5) 職員数を、2,300 人（7.8%）以上純減（17 年度：29,596 人）

(6) 外郭団体の常勤役員数を、13 人（10%）削減（17 年 4 月 1 日：124 人）

(7) 外郭団体の常勤職員数を、214 人（5%）削減（17 年 4 月 1 日：4,275 人）

(8) 外郭団体への経常的な委託料及び補助金を、45 億円（10%）削減
（17 年度当初予算：449 億円）

(5)～(8)は、平成 22 年度当初における目標です。

5．迅速で便利なサービスを提供します。

(9) 電子申請システムの利用率を、50%に増加（17 年度：未実施）

(10)市税電子申告システムの利用率を、50%に増加（18 年 1～3 月：0.1%）

(11)電子市役所の推進に必要な電子情報の保護対策としてのセキュリティ向上研修の修了所属数の割合を、100%に増加（17 年度：21%）

(参考資料)

1 「行財政改革計画」「第2次行財政改革計画」及び「行財政集中改革計画」で取り組んだシステム改革(平成13~19年度当初予算まで)

事 項	内 容
経営会議、経営アドバイザーの設置	市政運営における重要な方針について、総合的・戦略的な観点から議論、意思決定を行う体制として設置(13年度)
新たな予算編成システムの導入	中期的な財政収支見通しを作成するとともに、財源を各局室に配分し、経営感覚を発揮して自主的に予算編成を行うシステムを平成15年度当初予算より導入(14年度)
新たな定員管理システムの導入	局室が効率的・効果的な人員配置をめざし、自主的・主体的に取り組む配分型の定員管理システムを導入(14年度) 新たな定員管理計画を「行財政集中改革計画」の一項目として策定(17年度)
行政評価システムの導入	客観性確保の観点から、第三者による外部評価を導入(14年度) すべての事務事業(2,746事業)を対象に、必要性、有効性、達成度、効率性の視点から総点検を実施(15年度) 「名古屋新世紀計画2010第2次実施計画」の全79施策を対象として施策評価を実施(17年度)
官民の役割分担の明確化	市の関与の必要性、実施主体の妥当性、受益者負担の考え方を明らかにするために「公的関与のあり方に関する点検指針」を策定(14年度) 指定管理者制度を導入(16年度~)

外郭団体の改革	<p>外部の監査法人による経営評価を実施し、評価結果を踏まえて「外郭団体改革実行プラン」を策定（14年度）</p> <p>外郭団体自らが自主的・主体的な経営改善計画を策定（15年度）</p> <p>新たな外郭団体改革実行プランを「行財政集中改革計画」の一項目として策定（17年度）</p>
全庁的な改革改善運動	<p>職員の接遇や市民サービス意識の向上をめざした「さわやか市民サービス運動」や職員の改革改善アイデアを結集・共有し、他の職場にも広げる「すみやか業務改善運動」など、「なごや ISSHIN²」（なごや維新・なごや一新）を展開（14年度～）</p> <p>局区横断的な業務改善を実施する、公募メンバーを中心とした「業務改善チーム」を設置（17年度～）</p>
市民ニーズの把握、市民との協働	<p>市民活動との協働の考え方をまとめた「市民活動促進基本指針」を策定（13年度）</p> <p>ネット・モニターアンケートの導入（14年度）</p> <p>パブリックコメント制度の導入（14年度）</p> <p>一部の審議会では委員の市民公募制を導入（14年度）</p> <p>「なごやボランティア・NPOセンター」の設置（14年度）</p> <p>「NPO提案公募型協働事業」の実施（16年度～）</p> <p>施策満足度調査の実施（17年度）</p> <p>インターネットを活用した簡易な市民アンケートシステム「おしえて調査箱」の導入（17年度）</p>

2 組織・定員・予算などの見直し

「行政改革実施計画」(平成 10～12 年度)、「行財政改革計画」(平成 13～15 年度)、「第 2 次行財政改革計画」(平成 16～18 年度)及び「行財政集中改革計画」(平成 17～22 年度)における取り組みの成果

事 項	内 容					
局の再編	市長部局及び公営企業を併せた 16 局(室)を、10 局(室)に再編(別に 1 大学)(12 年度) 区役所に生涯学習センター、児童館、福祉会館および保健所を編入(12 年度) 「子ども青少年局」を設置(18 年度) 名古屋市立大学を公立大学法人化(18 年度)					
職員定員	(単位：人)					
年 度						
予 算 定 員	32,067	31,864	31,524	31,051	30,662	
派 遣 職 員	990	956	946	1,065	983	
合 計	33,057	32,820	32,470	32,116	31,645	
対前年増減	253	237	350	354	471	
年 度						
予 算 定 員	30,024	29,321	28,751	27,158	26,839	
派 遣 職 員	955	980	845	1,473	1,281	
合 計	30,979	30,301	29,596	28,631	28,120	
対前年増減	666	678	705	965	511	
派遣職員は、公益法人等及び地方公共団体へ派遣等を行っている職員である。 19年度の派遣職員は、4月1日現在の見込み数である。						

外郭団体

1 統廃合

(1) 統合

(財)名古屋市民会館管理公社と(財)名古屋市文化振興事業団

(11年4月1日)

名古屋市住宅供給公社と(財)名古屋市住宅管理公社(11年4月1日)

(財)名古屋市公園緑地協会と(財)名古屋市都市農業振興協会

(12年4月1日)

(財)名古屋国際センターと(財)国際留学生会館(13年4月1日)

(財)名古屋都市整備公社と(財)名古屋土地区画整理協会(14年4月1日)

名古屋市健康保険組合と名古屋市交通局健康保険組合(17年4月1日)

(財)名古屋市教育スポーツ振興事業団と(財)名古屋市学校給食協会

(18年4月1日)

(2) 廃止

(株)名古屋観光会館(12年5月31日)

名古屋貿易振興会(15年3月31日)

(財)名古屋勤労者福祉センター管理公社(17年3月31日)

(財)名古屋市建築保全公社(18年3月31日)

名古屋遊覧バス(株)(18年3月31日)

2 常勤役員

(単位：人)

年 度						
常 勤 役 員	130	130	132	131	124	113
対前年増減	-	0	2	1	7	11

外郭団体等指導調整要綱に定める外郭団体のうち、国・県主体の団体を除く。

3 常勤職員

(単位：人)

年 度							
常 勤 職 員	4549	4528	4423	4390	4275	4039	
対前年増減	-	21	105	33	115	236	

外郭団体等指導調整要綱に定める外郭団体のうち、国・県主体の団体を除く。

4 経常的委託料及び補助金

(単位：億円)

年 度							
委 託 料 等	498	492	469	460	449	423	416
対前年増減	-	6	23	9	11	26	7

外郭団体等指導調整要綱に定める外郭団体のうち、国・県主体の団体を除く。

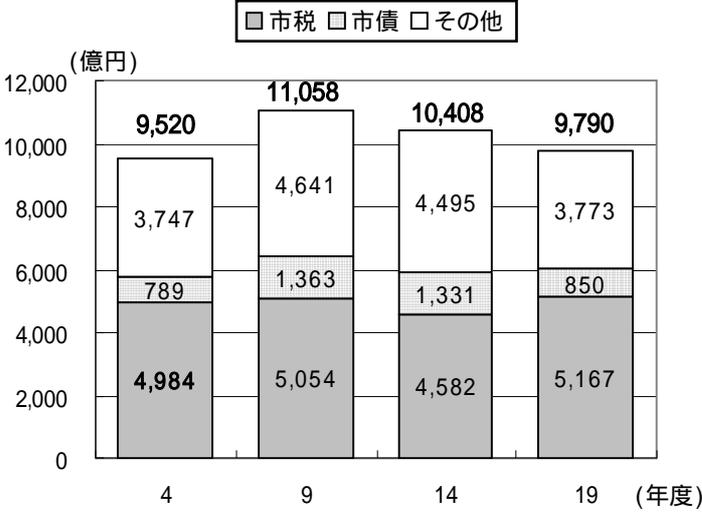
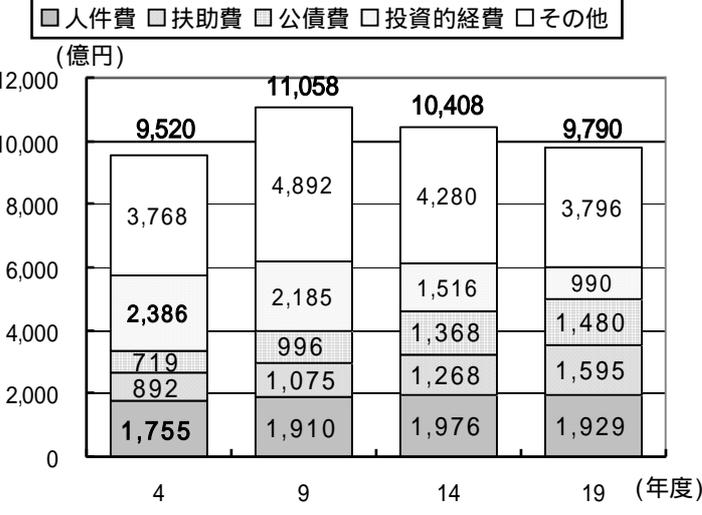
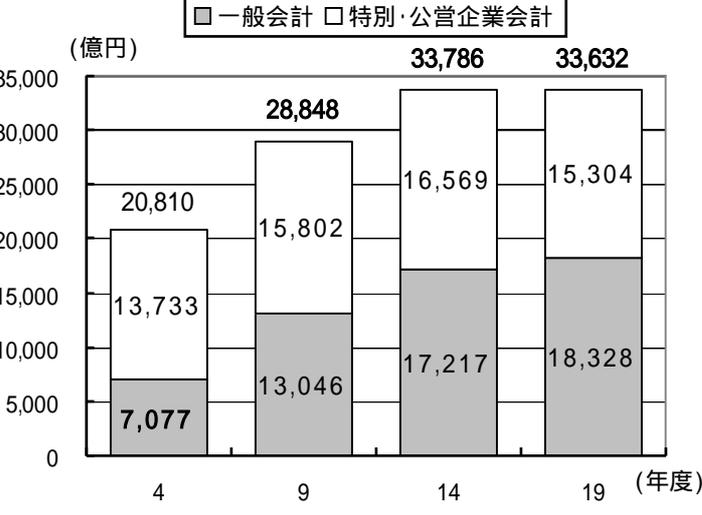
行政評価

年度	実 施 内 容	評価結果の活用(縮減額)
	・ 一課一事業を中心に 857 事業を評価	約3億円 (予算)
	・ 全体の半数の事務事業 (1398 事業) を評価 ・ 評価の客観性を高めるため、外部評価を導入	約59億円 (予算)
	・ 全事務事業 (2746 事業) を評価	約50億円 (予算)
	・ 15 年度外部評価 C ・ D 事業 (334 事業) を評価	約35億円 (予算)
	・ ソフト事業 (772 事業) を評価	約27億円 (予算)
	・ 経常的事務事業 (485 事業) を評価	約10億円 (予算)

給与制度	<p>係長級以上の職員の業績評価制度の拡充（期末・勤勉手当に反映）（13年度）</p> <p>全勤続期間における退職手当支給率の引下げ（13年度）</p> <p>55歳昇給停止制度の導入（14年度）</p> <p>行政職大卒の初任給などを引下げ（14年度）</p> <p>配偶者に係る扶養手当を引下げ（14、15、17年度）</p> <p>特別職で給料の10%、一般職で給料の1%～5.5%をカット（15年度～）</p> <p>勤続20年以上の職員の退職手当の加算割合の引下げ（10%から4%へ引下げ）（16年度）</p> <p>通勤手当を6月単位で支給（16年度）</p> <p>退職時の特別昇給制度の廃止（16年度）</p> <p>特殊勤務手当の見直し（17年度：2種類を廃止、18年度：3種類を廃止）</p> <p>給料の調整額の上限額の見直し（18年度）</p> <p>上級主任の廃止（19年度）</p> <p>年功的な給与上昇の抑制（給与カーブのフラット化）（19年度）</p> <p>世帯主以外の職員への住居手当の支給の廃止（19年度）</p> <p>休職者の給与水準の引き下げ（19年度）</p>
人材の育成等	<p>「人材育成基本方針」の策定（11年度）</p> <p>一般職員の職務状況申告制度の拡充（13年度）</p> <p>庁内公募制度の導入（13年度）</p> <p>役付職員の自主降任制度の導入（13年度）</p> <p>MBO（自己申告目標評価制度）の拡充（13年度）</p> <p>係長級職員に対して目標管理手法を含めた職務状況申告制度を導入（14年度）</p> <p>NPO法人への職員派遣研修の実施（14年度）</p> <p>再任用職員、嘱託員の委嘱期間更新時の選考に活用する勤務実績評価制度を導入（14年度）</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画「名古屋市職員子育て支援プログラム」の策定（16年度）</p> <p>「2005改定版人材育成基本方針」の策定（17年度）</p>

財政 健全化	財政健全化の取り組み状況（当初予算ベース）									
	（単位：億円）									
	区 分 \ 年 度									
	行政評価制度の活用による施策のシフト	-	-	-	-	3	59	50	35	27
	事務事業の効率化とコスト縮減	301	353	312	135	282	459	203	250	144
	事務事業の見直し	29	11	50	7	20	50	27	34	17
	経常経費の削減	24	32	100	32	45	80	40	28	60
	人件費の削減	11	11	43	23	16	66	48	35	8
	投資的経費の抑制	237	279	99	53	151	213	67	133	34
	その他（未利用土地の売却や公営企業への財政援助の圧縮等）	-	20	20	20	50	50	21	20	25
受益者負担の適正化	2	1	4	1	7	3	30	2	12	
合 計	303	354	316	136	292	521	283	287	183	
（単位：億円）										
区 分 \ 年 度										
歳入の確保	199									
市税徴収率の向上	6									
保有資産の有効活用	11									
受益者負担の適正化	2									
行政改革推進債の発行等による財源対策	180									
歳出の見直し	117									
計画的な定員管理等による人件費の抑制	30									
投資的経費の抑制	8									
行政評価の活用等による事務事業の見直し	65									
公営企業の経営健全化の促進	7									
外郭団体の効率的な運営	7									
合 計	316									
財政健全化計画（13～17年度）、新財政健全化計画（19～22年度）										

3 財政状況

事項	内 容																																			
<p>収入の推移・一般会計</p>	<p>歳入の根幹である市税収入は、個人市民税では「三位一体の改革」による所得税からの税源移譲や、雇用環境の改善による個人所得の増加、法人市民税では企業収益の拡大が続いていることにより、それぞれ増収となることから平成 19 年度の市税収入全体では相当の増収が見込まれます。また、投資的経費を抑制してきたことにより、市債は近年減少傾向にあります。平成 4 年度に比べると市債の額、収入に占める割合は、いずれも高くなっています。</p>  <table border="1" data-bbox="742 324 1444 840"> <caption>収入の推移 (億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市税</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>4,984</td> <td>789</td> <td>3,747</td> <td>9,520</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>5,054</td> <td>1,363</td> <td>4,641</td> <td>11,058</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>4,582</td> <td>1,331</td> <td>4,495</td> <td>10,408</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>5,167</td> <td>850</td> <td>3,773</td> <td>9,790</td> </tr> </tbody> </table>	年度	市税	市債	その他	合計	4	4,984	789	3,747	9,520	9	5,054	1,363	4,641	11,058	14	4,582	1,331	4,495	10,408	19	5,167	850	3,773	9,790										
年度	市税	市債	その他	合計																																
4	4,984	789	3,747	9,520																																
9	5,054	1,363	4,641	11,058																																
14	4,582	1,331	4,495	10,408																																
19	5,167	850	3,773	9,790																																
<p>支出の推移・一般会計</p>	<p>平成 19 年度一般会計当初予算は投資的経費や経常経費の節減・効率化に努めた結果、6 年連続で前年度当初予算比でマイナスとなり、3 年連続で 1 兆円を下回り 9,790 億円となりました。お年寄りや子育て家庭への支援などの福祉のための支出や、景気対策として社会資本(道路や施設)の整備を積極的にすすめるために借入れた市債の返還金が増加しています。</p>  <table border="1" data-bbox="742 907 1444 1422"> <caption>支出の推移 (億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人件費</th> <th>扶助費</th> <th>公債費</th> <th>投資的経費</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>1,755</td> <td>892</td> <td>719</td> <td>2,386</td> <td>3,768</td> <td>9,520</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>1,910</td> <td>1,075</td> <td>996</td> <td>2,185</td> <td>4,892</td> <td>11,058</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>1,976</td> <td>1,268</td> <td>1,368</td> <td>1,516</td> <td>4,280</td> <td>10,408</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1,929</td> <td>1,595</td> <td>1,480</td> <td>990</td> <td>3,796</td> <td>9,790</td> </tr> </tbody> </table>	年度	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	その他	合計	4	1,755	892	719	2,386	3,768	9,520	9	1,910	1,075	996	2,185	4,892	11,058	14	1,976	1,268	1,368	1,516	4,280	10,408	19	1,929	1,595	1,480	990	3,796	9,790
年度	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	その他	合計																														
4	1,755	892	719	2,386	3,768	9,520																														
9	1,910	1,075	996	2,185	4,892	11,058																														
14	1,976	1,268	1,368	1,516	4,280	10,408																														
19	1,929	1,595	1,480	990	3,796	9,790																														
<p>市債残高の推移</p>	<p>平成 19 年度末見込みでは一般会計で 1 兆 8,328 億円(全会計では 3 兆 3,632 億円)となりました。平成 18 年度末に対して 291 億円減(全会計では 474 億円減)となる見込みです。市民 1 人当たりになると 82 万 3,300 円(全会計では 151 万 800 円)となっています。</p>  <table border="1" data-bbox="742 1489 1444 2004"> <caption>市債残高の推移 (億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一般会計</th> <th>特別・公営企業会計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>7,077</td> <td>20,810</td> <td>28,848</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>13,046</td> <td>15,802</td> <td>33,786</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>17,217</td> <td>16,569</td> <td>33,632</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>18,328</td> <td>15,304</td> <td>33,632</td> </tr> </tbody> </table>	年度	一般会計	特別・公営企業会計	合計	4	7,077	20,810	28,848	9	13,046	15,802	33,786	14	17,217	16,569	33,632	19	18,328	15,304	33,632															
年度	一般会計	特別・公営企業会計	合計																																	
4	7,077	20,810	28,848																																	
9	13,046	15,802	33,786																																	
14	17,217	16,569	33,632																																	
19	18,328	15,304	33,632																																	

第3次行財政改革計画

平成19年3月

発行 名古屋市総務局行政システム部行政経営室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052(972)2181
FAX 052(972)4109
電子メール gyoukaku@somu.city.nagoya.lg.jp

(この冊子は、再生紙(古紙配合率100%、白色度70%)を使用しています。)